

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月12日（金）、第12回の委員会が開かれました。

## 1 厚生労働関係の基本施策に関する件

- ・武見厚生労働大臣、工藤内閣府副大臣、石川内閣府副大臣、岩田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）三ッ林裕巳君（自民）、柚木道義君（立憲）、大西健介君（立憲）、山井和則君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、足立康史君（維教）、遠藤良太君（維教）、岬麻紀君（維教）、宮本徹君（共産）、田中健君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 三ッ林裕巳君（自民）

- （1） 小林製菓の紅麹を含む健康食品摂取後の健康被害関係
  - ア 4月9日の厚生労働省と日本腎臓学会の共同記者会見の内容
  - イ 摂取を止めても腎機能が完全に回復せず慢性腎臓病に移行する場合もあることから患者の今後の経過を厚生労働省が継続的に把握する必要性
  - ウ 小林製菓以外の紅麹使用製品の健康被害状況の調査結果及び紅麹や発酵食品に関する風評被害を防止する必要性
  - エ 特定保健用食品の規制緩和という側面だけでなく健康食品への規制強化の側面もある機能性表示食品制度の内容
  - オ 機能性表示食品制度の今後の在り方に関する検討の方向性
  - カ オの検討の際には定期的な製造管理及び品質管理の実施も含めて検討を行う必要性
- （2） 医師の働き方改革の推進に当たりメディカルスタッフの育成、充足を急ぐとともに医師が不足する急性期医療継続のために代償休息の義務化への対応等を検討する必要性

### 柚木道義君（立憲）

- 小林製菓の紅麹を含む健康食品摂取後の健康被害関係
- ア 機能性表示食品制度創設の際の規制改革会議における議論の経緯
  - イ アの議論の中で同制度創設に懸念を示した代表的な意見
  - ウ 同制度創設の際の消費者庁の食品の新たな機能性表示制度に関する検討会における議論の経緯
  - エ ウの議論の中で同制度創設に懸念を示した代表的な意見
  - オ 機能性表示食品製造企業から自民党が多額の献金を受けていたことから政治改革に関する特別委員会において利害関係のある企業からの献金禁止に向けて議論する必要性
  - カ 今国会で政治資金規正法を改正すべきとの指摘に対する内閣の一員としての厚生労働大臣の見解
  - キ 日本健康・栄養食品協会の会長が誰か厚生労働大臣が知っているかの確認
  - ク 同協会から自民党が献金を受けていることに対する厚生労働大臣の見解
  - ケ 今回の問題の原因究明とは切り離し健康被害発生時の報告義務化の法改正を今国会で行う必要性
  - コ 紅麹由来の他のサプリメントによる健康被害の可能性があれば速やかに対応する必要性
  - サ 機能性表示食品の安全性や機能性に関する科学的根拠を示す資料のずさんさが指摘される届出制の見直しの方向性

### 大西健介君（立憲）

- （1） 実質賃金が前年同月比で23か月連続減となったことの受止め及び増加に転じる時期

- (2) 日本の最低賃金もEUの最低賃金指令に合わせて賃金中央値の60%を目指す必要性
- (3) 小林製薬の紅麹を含む健康食品摂取後の健康被害関係
  - ア 厚生労働省が早い段階でプベルル酸の名前を出したことが勇み足だったとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
  - イ 社名で「製薬」を名乗ることに関するルールの有無
  - ウ 昭和50年当時の社会労働委員会における紅茶キノコの成分や安全性についての政府参考人答弁
  - エ 新たな区分を設けサプリメントの安全性について厚生労働省が責任を持つことを検討する必要性
  - オ 機能性表示食品制度ができた経緯について先日の経団連会長の反省の弁を踏まえた厚生労働大臣の評価
- (4) 医師の偏在対策関係
  - ア 医師の需給バランスの予測に基づきこれ以上の医師の増員は考えていないことの確認
  - イ 専門医研修の人数制限等の入口での上限設定が必要との意見に対する厚生労働大臣の見解
- (5) 外国人の生活保護についての昭和29年局長通知に基づく暫定的措置を続ける時期

#### 山井和則君（立憲）

- (1) 小林製薬の紅麹を含む健康食品摂取後の健康被害関係
  - ア 先進国において健康補助食品を届出制にしているのはアメリカのダイエタリーサプリメントと日本の機能性表示食品だけであることの確認
  - イ 日本の機能性表示食品制度は安全性の面で世界で最も緩いとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
  - ウ 食品衛生法の中に機能性表示食品を位置付けるべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
  - エ 機能性表示食品の安全性には厚生労働省が関与すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
  - オ 機能性表示食品の機能性と安全性について国は責任を持っていないことの確認
- (2) 悪質ホストによる売春斡旋問題関係
  - ア 売春の斡旋は職業安定法違反であり今後更に力を入れて取り組む必要性
  - イ 海外売春についても被害女性ではなくブローカーを取り締まる必要性
  - ウ 厚生労働大臣が売春斡旋の被害者に直接会って話を聞く又は歌舞伎町を視察する必要性
  - エ 現行法での対応には限界があり法改正を検討すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解

#### 井坂信彦君（立憲）

- (1) 機能性表示食品の安全性確保関係
  - ア 日本の機能性表示食品の安全性確認ルールは世界一緩いという自覚の有無
  - イ 機能性表示食品の届出に当たりOECDのガイドラインに沿った安全性確認試験を義務付ける必要性
  - ウ 機能性表示食品の安全性確保が企業側任せで信頼性が低くても許される状況にあることの妥当性
  - エ 今後検討する法改正では今回の事案の再発防止に限らず制度創設当初から指摘されてきた問題も解消する必要性
  - オ 食品とサプリメントは異なるものであるという厚生労働大臣の認識の有無
  - カ 医薬品でも一般食品でもないサプリメントのような中間的な存在の安全性を確保する新たなルールを検討する必要性
- (2) 少子化対策関係
  - ア こども大綱のKPIの上位に少子化対策のKPIとして出生率の数値目標を掲げる必要性
  - イ 見合い結婚や職場結婚を増やすための政策を実施する必要性
  - ウ 夫による休日の家事育児時間を増やすために講じている政策の有無
  - エ 少子化対策としてのエビデンスがあるものから政策を実施する必要性

オ 現在の施策は子育て支援に特化し過ぎており少子化対策にも注力すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

**足立康史君（維教）**

- (1) 子ども・子育て支援金制度関係
  - ア 子ども・子育て支援金制度に対する医療保険制度からの支出は社会保険における社会保険給付に該当しないことの確認
  - イ これまでの医療保険制度や介護保険制度において集めた保険料に対する社会保険給付以外の目的に給付した分の割合
  - ウ 社会保険料は社会保険給付に使うことが原則であることの確認
  - エ 社会保険料を少子化対策に充てる政府の取組は社会保険制度上の例外的な取組ではなく社会経済状況の変化に対応した政策変更であることの確認
  - オ 社会保険料を少子化対策に充てる政府の取組は税財源を社会保険制度に充ててきた従来の仕組みからの転換であることの確認
- (2) 応能負担の考え方に基づく社会保障制度を構築していく上でマイナンバーを用いた国民の資産把握を行っていくことについての厚生労働大臣の決意

**遠藤良太君（維教）**

- (1) 医薬品の保険適用関係
  - ア 市販薬が販売されている医薬品が保険適用の対象として医師により処方されていることについての厚生労働省の見解
  - イ 市販薬が販売されている医薬品の保険適用を見直すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (2) 後発医薬品関係
  - ア 先発医薬品を使用する場合に患者負担が増えることで期待される後発医薬品の使用割合の増加の程度
  - イ 患者の希望による先発医薬品の使用は患者負担が増加する選定療養に該当するか否かの確認
  - ウ 後発医薬品の生産規模の拡大を図る上での課題に対する厚生労働省の取組
- (3) 花粉症対策関係
  - ア 舌下免疫療法の効果に関する知見の獲得状況
  - イ スギ花粉対策に効果があるとされる「スギ花粉米」の実用に向けた見通し
  - ウ 政府の花粉症対策の取組についての厚生労働大臣の見解
- (4) 介護の国際展開関係
  - ア 介護ロボットの海外市場シェア拡大のために行っている取組
  - イ 国際標準化機構（ISO）で進められている介護の国際基準の策定に当たり日本の基準を反映するための厚生労働省の取組

**岬麻紀君（維教）**

- (1) マイナ保険証関係
  - ア 利用促進のための医療機関への支援金制度見直しの意義
  - イ 利用する患者にとってのメリット及び必要性
- (2) 音楽療法関係
  - ア 音楽療法についての厚生労働大臣の認識の有無及び印象
  - イ 音楽療法についての政府の現状認識

ウ 国家資格化を含めた音楽療法士の課題についての政府の見解

**宮本徹君（共産）**

医師の働き方改革と医師不足関係

- ア 医師のサービス残業が広がっていないか労働基準監督署の定期監督に位置付け調査する必要性
- イ 医師を過重労働から守ることは医療ミスを防ぐという意味で国民の医療の安全にとっても不可欠であることについての厚生労働大臣の認識の有無
- ウ 宿日直許可について許可後の運用報告が不要な現行制度を見直す必要性及び外部からのチェック機能を働かせるため許可の取得状況の情報公開を行う必要性についての厚生労働大臣の見解
- エ 特定の診療科の過重労働が改善されないことが当該診療科の勤務医確保を困難にしていることについての厚生労働大臣の認識の有無
- オ 日本の医師はOECD諸国と比較して少ないこと及び医療の高度化や長寿命化に伴い医療ニーズが今後高まることについての厚生労働大臣の認識の有無
- カ 国民が医療にアクセスできているか、医師の人権が守られワークライフバランスが実現できているか及び大学病院等で研究時間が十分確保できているかを考慮し医師の必要数を考える必要性
- キ 長時間労働を前提とした医師の需給推計を見直し過重労働を解消することのできる医師数を前提とする必要性

**田中健君（国民）**

- (1) 食品衛生法改正による漬物製造業の許可業種への移行関係
  - ア 漬物について厚生労働大臣の好物であるかの確認
  - イ 漬物製造業を許可業種とする法改正を行った理由
  - ウ これまで地域で販売されていた手作りの漬物がなくなる懸念に対する厚生労働大臣の見解
  - エ 施設整備が困難な者について今後も漬物づくりを続けることが可能となる活路の有無
- (2) マイナ保険証関係
  - ア 利用促進のための医療機関への支援金制度見直しの意図
  - イ 従前の支援金制度の検証を行わず制度見直しを行うことについてのEBPM（証拠に基づく政策立案）に基づく説明
  - ウ 利用率が低迷する根本的な原因を解消するため厚生労働大臣がマイナ保険証の利用について直接発信する必要性